

三重とこわか国体鳥羽市弁当調達要項

1 目的

この要項は、鳥羽市で開催する第76回国民体育大会「三重とこわか国体」（以下「国体」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者（以下「国体参加者」という。）に斡旋し、又は支給する弁当の調達について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施方法

国体参加者の弁当調達に係る業務は、関係機関、関係団体等の協力を得て、三重とこわか国体鳥羽市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施するものとする。

3 弁当調達計画

実行委員会は、弁当の調達に当たり、あらかじめ必要数を把握し、弁当調達計画を作成するものとする。

4 弁当の種類

弁当の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 斡旋弁当 選手、監督、視察員及び報道員に斡旋する弁当をいう。
- (2) 支給弁当 大会役員、競技役員、競技補助員、競技会係員、競技会補助員等に支給する弁当をいう。

5 調達期間

調達期間は、斡旋弁当にあつては国体の開催期間、支給弁当にあつては国体の準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。

6 弁当の料金

弁当の料金は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 斡旋弁当（お茶付き） 900円以内（消費税別）
- (2) 支給弁当（お茶付き） 900円以内（消費税別）

7 弁当調製施設の指定

弁当調製施設は、宿泊衛生専門委員会で決定した施設を弁当調製に係る施設（以下「弁当調製施設」という。）として指定するものとする。

8 指定の取り消し

実行委員会は、前条の規定により指定を受けた弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消すことができる。

- (1) 食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取り消し、営業の全部又は一部の禁止若し

- くは期間を定めての停止処分を受けたとき。
- (2) 食品衛生法その他関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
 - (3) 弁当調製施設の業務を無断で第三者に委託したとき。
 - (4) 実行委員会の要望等に対応することが極めて難しいとき。
 - (5) その他実行委員会が不相当と認めたとき。

9 弁当引換所の設置及び運営

実行委員会は、競技会場に弁当引換所を設置し、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行うものとする。

10 準用

第2条から前条までの規定は、鳥羽市で開催される競技別リハーサル大会について準用する。

11 その他

この要項に定めるもののほか、弁当の調達について必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、令和2年5月15日から施行する。